

3. 悪臭物質の排出(漏出を含む。)を規制する地域における悪臭物質の規制基準の変更案

(1) 1号規制

順応地域を一般地域に変更する。

1号規制とは、工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準である。

悪臭物質名	においの特徴	一般地域 (変更案)	順応地域 (現行)
アンモニア	し尿のようなおい	1ppm	5ppm
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなおい	0.002ppm	0.01ppm
硫化水素	腐った卵のようなおい	0.02ppm	0.2ppm
硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	0.01ppm	0.2ppm
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	0.009ppm	0.1ppm
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	0.005ppm	0.07ppm
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	0.05ppm	0.5ppm
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05ppm	0.5ppm
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.009ppm	0.08ppm
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.02ppm	0.2ppm
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009ppm	0.05ppm
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.003ppm	0.01ppm
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	0.9ppm	20ppm
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなおい	3ppm	20ppm
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなおい	1ppm	6ppm
トルエン	ガソリンのようなおい	10ppm	60ppm
スチレン	都市ガスのようなおい	0.4ppm	2ppm
キシレン	ガソリンのようなおい	1ppm	5ppm
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	0.03ppm	0.2ppm
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.001ppm	0.006ppm
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなおい	0.0009ppm	0.004ppm
イソ吉草酸	むれた靴下のようなおい	0.001ppm	0.01ppm

現行の区域割：

- 一般地域：旧篠山町、旧西紀町、用途地域（JR篠山口駅周辺）、
旧今田町の一部地域（和田寺山周辺、今田小学校周辺及び黒石ダム周辺）
- 順応地域：旧丹南町の用途地域を除く地域、
旧今田町の和田寺山周辺、今田小学校周辺及び黒石ダム周辺を除く地域

備考

順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とは順応地域以外の地域をいう。